

松江市総合体育館改修整備管理運営事業

要求水準書(案)に関する質問への回答

No	本編	添付資料	閲覧資料	頁	1章	1節	1	(1)	ア	a	(a)	項目等	質問内容	回答
1	○			6	1章	4節	7					利用形態	V1リーグのホームゲームの利用とありますが、要求水準書に記載された条件以外に、V1リーグ対応として付加される設計条件は無いと考えてよろしいでしょうか。	V1リーグ対応として付加される設計条件はありません。
2	○	○		11	1章	4節	9	(3)	オ			維持管理・運営業務段階	連絡調整会議の定期的とは、どのくらいの頻度を想定していますでしょうか。	業務の実施状況等に応じて、本市と事業者の協議により決定するものとしませんが、1回/月程度を想定しています。
3	○	○		18	1章	7節	6					施設の利用料金	増築棟の諸室に関わる利用料金は既存体育館の選手控室相当の想定としているが、この料金を縛られず、事業者の提案として、入札時(提案時)に算出しておけばよいでしょうか。	お見込みのとおりです。総合体育館の利用料金及び同種施設(B1リーグホームアリーナ等)の利用料金を踏まえ、提案してください。なお、増築棟の諸室に係る利用料金の額は、事業者の提案を踏まえ、本市が定めるものとします。
4	○			26	2章	1節						用途変更	「観覧場」への用途変更が必要な範囲は、本事業での利用形態を鑑み、メインアリーナのみと考えてよろしいでしょうか。	建築基準法における用途変更は施設全体を想定していますが、関係部局等との協議により、一部のみの用途変更を可能とする判断があった場合はこの限りではありません。
5	○			26	2章	1節						第48条	第48条のただし書きの許可に必要な期間はどの程度見込んでおけばよろしいでしょうか。	目安として6ヶ月程度を想定していますが、実際の期間は事業者にて関係部局等と調整をお願いします。
6	○			29	2章	1節	3	(2)				災害時	停電時、使用可能な期間の指定はありますか。	72時間を想定しています。
7	○			29	2章	1節	3	(3)				手摺	観客席の落下防止手摺について、新規に設ける場合の条件であり、既設の手摺をそのまま使用する場合は、対応不要と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	○	○		30	2章	1節	3	(4)				保安警備の充実	施錠装置は全諸室ではなく、フロア毎の区分け等で施錠可能にし、侵入ができない状況にすれば問題ないでしょうか。	スイート・ラウンジ専用エリアが施錠できるものとしてください。
9	○	○		32	2章	1節	5	(2)	オ	b		構内情報通信網設備	スイート・ラウンジにおけるWi-Fi環境は、「松江市公衆無線LAN」を使える環境にしておけばよいでしょうか。	新規に事業者で整備するものとしてください。
10	○	○		33	2章	1節	5	(2)	ク	a		映像音響設備	スイート・ラウンジには非常放送、業務放送の設備は必須と分かるが、場所の性質上、既設の個別音響が放送可能する必然性があるのか疑問。これはなくてもよいでしょうか。	提案の室配置、仕様等により既設の個別音響が明瞭に聞こえない可能性がある場合は、整備してください。間違いなく明瞭に聞こえるものと認められる場合は、事業者責任により設置を不要とします。
11	○	○		33	2章	1節	5	(2)	コ	a		テレビ共同受信設備	スイートやラウンジにモニターを置き、館内共聴設備を設置する事は分かるが、なぜCATVやNHKなどの受信をできるようにする必要があるのかを教えてください。	Bリーグ開催時のスイート・ラウンジ等の利用だけでなく、その他イベント時の控室、災害時の避難所など、多目的利用の可能性を想定しているためです。
12	○			33	2章	1節	5	(2)	サ	b		電波障害	体育館新築時に行われた電波障害調査報告書を事前に提示していただけないでしょうか。	閲覧資料に追加します。ただし、データがないため窓口閲覧のみとします。
13	○			39	2章	3節	1	(1)	ア			ホームアリーナ検査要項	ホームアリーナ検査要項について、2024年審査基準が必須条件と考えてよろしいでしょうか。	原則として2024年審査時、2026年以降審査時の両方の基準を満たすことを想定していますが、Bリーグとの協議により明確に不要と認められる場合はこの限りではありません。
14	○	○		42	2章	1節	2	(5)	a			飲食関連施設	この施設は常時開店していることを想定されていますでしょうか。興行時のみの開店でも可能でしょうか。	運営を踏まえ、提案によるものとします。
15	○			43	2章	3節	3	(1)				搬入動線	メインアリーナ北西部とありますが、提案による位置の変更は可能でしょうか。	変更提案は可能ですが、搬出入口は有効W:2,600mm、H:2,300mmを明確に上回る大きさを確保できるものとしてください。また、メインアリーナへの搬出入動線が短く、効率的に搬出入できる計画としてください。上記に合わせて要求水準書を修正します。
16	○			45	2章	4節	1			a		協議頻度	設計期間中の定例会議等の頻度について教えてください。また、web会議とすることは可能でしょうか。	1回/月以上を想定しますが、必要と想定される頻度を提案ください。web会議は、支障がない場合は認めますが、状況に応じて設計担当者との対面会議を求める場合があります。
17	○			50	3章	3節	3	(1)				建築確認申請	建築確認申請とありますが、本事業では計画通知を松江市都市整備部建築審査課へ提出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
18	○	○		52	3章	2節	4	(3)		b		什器備品等の調達	備品の調達は事業者でリースなりで行うものと理解しているが、貴市の備品シールを貼付するというのは、所有権は貴市にあるということでしょうか？(リース契約が、契約当事者と所有者が分かれている事を懸念しています)	要求水準書p.52「(3) 什器・備品等の調達及び設置業務」bに記載のとおり、「調達した備品については、リース方式で調達した備品を除き、本市の所有物として備品シールを貼付」するものとします。なお、備品の調達方法については購入を基本とし、リース方式による調達に客観的合理性があり、本市に不利益を及ぼさないと認められる場合はリース方式を認めます。
19	○	○		76	5章	1節	8	(7)	イ	b		緊急時の対応	災害時(地震、台風等)による器物破損の修繕費用を協議による精算とされているが、緊急性が高ければ事業者で「費用の立替」を行い、可能性として協議次第では精算されないでしょうか。	個別の事象により判断します。